

施設使用料の改定について

区の施設使用料について、前回改定した平成27年度から3年を経過する平成30年度に向けた改定を行う。このことにつき、主な施設の試算概要及び今後の検討の方向性について報告する。

1 主な施設の使用料の試算概要

●集会室

| | 施設分類 | 現行使用料 | 試算額 | 改定率 | 利用区分 |
|---|--------------------|--------|--------|---------|----------|
| 1 | 区民活動センター (野方) | 600円 | 700円 | 1.1095倍 | 洋室1、午前 |
| 2 | 高齢者会館 (本一) | 300円 | 400円 | 1.1758倍 | 洋室1、午前 |
| 3 | すこやか福祉センター (中部) | 800円 | 700円 | 0.9206倍 | 第1会議室、午後 |
| 4 | 産業振興センター | 1,400円 | 1,500円 | 1.0997倍 | 大会議室、午前 |
| 5 | 商工会館 | 1,500円 | 1,500円 | 1.0080倍 | 大会議室、午前 |

●スポーツ施設

| | 施設分類 | 現行使用料 | 試算額 | 改定率 | 利用区分 |
|---|------------------|---------|---------|---------|--------------------|
| 1 | 体育館 (中野) | 41,800円 | 43,100円 | 1.0315倍 | 主競技場、平日午後、 入場料無 |
| 2 | 野球場 (上高田・哲学堂) | 4,200円 | 4,000円 | 0.9475倍 | 1面、2時間以内 |
| 3 | 庭球場 (上高田・哲学堂) | 1,000円 | 1,100円 | 1.0971倍 | 1面、1時間以内 |
| 4 | 弓道場 (哲学堂) | 13,500円 | 18,100円 | 1.3042倍 | 団体、午後 |

●文化ホール

| | 施設分類 | 現行使用料 | 試算額 | 改定率 | 利用区分 |
|---|-------------------|----------|----------|---------|--------------------|
| 1 | 文化センター (もみじやま) | 125,000円 | 127,100円 | 1.0170倍 | 大ホール、週日午後、 入場料無 |

※現在算定中のため、試算額及び改定率については変更の可能性あり。

2 今後の検討の方向性

スポーツ施設の使用料については、スポーツ振興・健康づくり推進の観点から、区民が日常的・継続的に身近な場所でスポーツに触れる機会や空間を創出・促進するための方策の一環として、改定後使用料から半額程度に減額することを検討する。

なお、学校体育館の開放等に関する使用料については、既に当分の間、スポーツ活動の目的の利用の場合は、免除としている。

3 使用料算定の基本方針及び算定基準

「別紙」のとおり

4 今後のスケジュール

平成29年10月 意見交換会実施
 (10月14日、16日、17日3回)
 11月 意見交換会結果及び使用料算定(全施設)について
 議会報告
 教育施設の使用料改定の手続き(教育委員会議決)
 区議会第4回定例会に関連条例の改正案を提案
 平成30年 1月～ 区民周知
 7月 施行

基本方針及び算定基準

1 基本方針

- 施設使用料の算定にあたっては、全ての施設の算定方式を統一したうえで、「職員人件費」と建物の「減価償却費」を含めた、施設の維持管理・貸出業務にかかる全ての経費（フルコスト）を原価とし、これに施設の性質別ごとに設定した利用者負担割合を乗じて算出する。
- 使用料の改定に際し、施設利用者の急激な負担増を緩和するため、改定後の上限率を原則 1.5 倍に設定する。
- 原則、3年に一度、施設使用料の改定を行う。ただし、積算の結果 1 割以上上がった場合は、改定年度を待たずに当該施設の使用料の見直しを行う。

2 算定基準

- (1) 使用料算定基礎額（使用料を算定する際の基礎的数値）の計算式

$$\text{使用料算定基礎額} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担割合 (利用者負担)}$$

※ 個々の使用料は、現行料金に改定率を乗じて算出する。
 なお、改定率は、使用料算定基礎額を、現行使用料を基にした総収入額で除して算出する。

- (2) 原価

①人件費

- 施設の維持管理、貸出業務に直接かかる職員人件費（退職給与引当額繰入を含む）

②維持管理費

- 施設にかかる電気、ガス、水道料金
- 清掃や管理、安全点検などにかかる委託経費
- 消耗品、備品の購入費（付属設備の使用料を徴収している備品購入費を除く）やクリーニング代などの維持管理経費
- 施設管理、受付業務等にかかる印刷経費、消耗品購入費など
- 施設の修繕のための工事費（固定資産台帳に資産計上されたものを除く）

③減価償却費

- 建物の減価償却費

※ 固定資産台帳の資産データに基づく。固定資産台帳に資産計上された工事費を含む

(3) 施設の性質別負担割合

①考え方

- 区民が日常生活を営むうえで、基本的に必要なものとして整備したコストについては、全額公費（税）で負担する。
- 個人による選択性が高く、専ら利用者の便益に資する施設のコストについては、利用者が全額負担することを原則とする。ただし、文化・芸術やスポーツ振興などの政策的な観点から区が整備した施設については、民間類似施設の利用機会なども勘案し、施設コストの一定割合を公費で負担する。

②負担割合

| 施設の分類 | 施設名（例） | 経費の負担率 | |
|------------------|---|--------|------|
| | | 利用者 | 公費 |
| A 福祉施設 産業振興施設 | 障害者福祉会館（目的内利用） 商工会館（目的内利用） | — | 100% |
| B 集会室 | 区民活動センター 高齢者会館 目的外利用 | 50% | 50% |
| C スポーツ施設 | 体育館（中野、鷺宮、産業振興センター） 野球場・庭球場（上高田、哲学堂） 弓道場（哲学堂） 区立学校（体育館） 二中、中野中温水プール | 70% | 30% |
| D ホール | もみじ山文化センター 野方区民ホール なかの芸能小劇場 | 70% | 30% |
| E 宿泊施設 | 軽井沢少年自然の家 | 100% | — |